

議案第74号

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、租税特別措置法の一部改正に鑑み、グリーンアジア国際戦略総合特区の取組みを推進し、もって本市の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するため、福岡市指定法人に対する市税の特例措置等の適用期限を延長する必要があるによる。

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例の一部を改正する条例

福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例（平成24年福岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び附則第2項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。